

## 事件記録及び事件書類並びに少年調査記録の特別保存の要望について

### 1 事件記録及び事件書類並びに少年調査記録の特別保存について

裁判所の事件記録及び事件書類並びに少年調査記録（以下、併せて「記録等」といいます。）については、保存期間が満了した場合には廃棄する旨定められていますが（事件記録等保存規程記第8条第1項、少年調査記録規程記第7条第1項）、「1項特別保存」と「2項特別保存」に当たる場合には、保存期間満了後も保存しなければならない旨定められています（事件記録等保存規程記第9条1項、2項、少年調査記録規程記第8条第1項、2項）。

「1項特別保存」とは、記録等で「特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。」と定められているもので、当該事件に関係する特別の事由により、同事件の当事者や関係者などからの要望に基づいて、特別保存とされるものです。

これに対して、「2項特別保存」とは、記録等で「史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」と定められているもので、史料又は参考資料となるべき記録等が特別保存とされるものですが、この特別保存についても、一般の方々からの要望を受けることとしています。

### 2 要望の申出対象事件

特別保存の要望の申出対象は、岐阜家庭裁判所（岐阜家庭裁判所管内の支部及び出張所を含みます。）に係属していた（いる）事件になります。

### 3 1項特別保存の要望の申出について

1項特別保存は、例えば、特別保存を求める事件についての再審事件が現に係属しているといった、当該事件に関係する特別の事由により保存期間満了後も保存に付すよう要望の申出があった場合に、これを受けて、裁判所が1項特別保存に付すかどうかを決定します。

#### (1) 1項特別保存に付すべき事件の例

##### (事件記録及び事件書類)

- ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件
- イ 再審、和解無効確認等又は少年保護処分取消等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件
- ウ その他の関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

##### (少年調査記録)

- ア 少年保護事件記録が1項特別保存に付されたもの
- イ 14歳未満の少年の事件で、当該少年が20歳になる前に調査記録の保存期間が満了するもの
- ウ 他の少年の事件の調査のために調査記録が必要なもの

#### (2) 要望の申出の受付期間

事務手続の都合上、要望の申出は、要望の申出をしようとする事件の保存期間が満了する日が属する年の10月末日までに行っていただきますよう御

協力をお願いします。

(3) 要望の申出方法

1項特別保存の要望の申出は、1項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

要望の申出をする事件の記載は、その事件が係属していた裁判所及び事件番号（年度、符号、番号）を記載してください。

（岐阜家庭裁判所及びその管内の支部及び出張所以外に係属していた事件についての要望は受け付けておりませんので、御注意ください。）

事件番号が不明な場合は、事件に関する情報欄に、判決等があった日付や当事者名、事件名等の事件の特定に必要な情報を記載してください。事件の特定ができない場合は、特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

岐阜家庭裁判所本庁が保存する記録等についての1項特別保存要望書は、下記の岐阜家庭裁判所の記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、岐阜家庭裁判所管内の支部及び出張所が保存する記録等については、当該支部又は出張所に要望書を提出してください。

記

岐阜家庭裁判所記録係

（郵便番号 500-8710）

岐阜市美江寺町2丁目4番地の1

FAX 058-262-0153

4 2項特別保存の要望の申出について

2項特別保存は、史料又は参考資料となるべき記録等について、保存期間満了後も特別に保存をするものです。

裁判所が、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、2項特別保存に付すものもありますが、要望の申出があった場合に、これを受けて、2項特別保存に付すことを決定するものもあります。

(1) 2項特別保存に付すべき事件の例

（事件記録及び事件書類）

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高い事件

オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件

カ 家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

（少年調査記録）

ア 少年保護事件記録が2項特別保存に付された事件

イ 少年保護事件の調査上特に参考となる調査を行った事件

ウ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

エ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 要望の有無にかかわらず2項特別保存に付す事件

以下の事件は、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、裁判所において、2項特別保存に付します。

ア 「最高裁判所判例集」又は「最高裁判所裁判集」に判決等が掲載された事件

イ 当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」、「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」、「訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された」ものに該当するとして申出があった事件

(3) 要望の申出の受付期間

(前記3の(2)と同じ)

(4) 要望の申出方法

2項特別保存の要望の申出は、2項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

ア 要望の申出をする事件の特定

事件番号が判明している場合には、その事件が係属していた裁判所と事件番号(年度、符号、番号)を記載してください。

(岐阜家庭裁判所及びその管内の支部及び出張所以外に係属していた事件についての要望は受け付けておりませんので、ご注意ください。)

事件番号が判明していない場合には、事件に関する情報欄に、次の記載例のように判決等があった日付や当事者名、事件名等の事件の特定に必要な情報を記載して事件を特定してください。事件の特定ができない場合は、特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

(記載例)

(ア) ○年○月○日に判決があった、原告○○、被告○○の離婚事件

(イ) ○年○月○日の○○新聞朝刊に掲載された少年に対する(○○被害に関する)保護事件

イ 要望の理由

2項特別保存の要望の申出のあった事件については、保存記録選定委員会が、要望の理由などを検討した上で、2項特別保存に付すことの可否についての意見を具申し、岐阜家庭裁判所において、この意見を踏まえて、2項特別保存に付すかどうかを決定します。

要望の申出をされるに当たっては、2項特別保存に付すことが相当であるか否かを検討できるよう、(1)を参考に、できる範囲で具体的かつ分かりやすく、特別保存の理由を記載してください。

ウ 要望の申出先等

2項特別保存の要望書は、下記の岐阜家庭裁判所の記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、岐阜家庭裁判所管内の支部又は出張所が保存している記録等についても、下記の岐阜家庭裁判所の記録係宛てに2項特別保存要望書を提出してください。

岐阜家庭裁判所記録係

(郵便番号 500-8710)

岐阜市美江寺町2丁目4番地の1

FAX 058-262-0153

5 要望に関する照会

要望の結果など特別保存に関する照会については、以下にお問い合わせください。

岐阜家庭裁判所記録係

電話 058-262-5346

FAX 058-262-0153

# 1 項 特 別 保 存 要 望 書

令和      年      月      日

- 岐阜家庭裁判所  
 岐阜家庭裁判所 支部 御中  
 岐阜家庭裁判所 出張所  
 住 所  
 職 業  
 氏 名  
 電話番号 (                      -                      -                      )

印

下記記録(事件書類)の1項特別保存を要望します。

対象事件の表示	<input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 支部 <input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 出張所 【事件に関する情報】	<input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成      年(      )第      号 <input type="checkbox"/>
保存の対象	記録の <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 / 事件書類(名称:                      ) (一部の場合には以下にその範囲を記載してください。)	
特別保存の理由	<p><b>事件記録又は事件書類について</b>                      規程9条1項(該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。)</p> <p>ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。                      イ 再審、和解無効確認等又は少年保護処分取消等の事件が現に係属し(事件番号:                      裁判所      年(      )第      号), 又は係属することが予想される。                      ウ 関連する事件が現に係属し(事件番号:                      裁判所      年(      )第      号), 又は係属することが予想される。                      エ その他                      【理由の概要】(上記ア～エのいずれの場合も記載してください。)</p> <p><b>少年調査記録について</b>                      規程8条1項(該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。)</p> <p>ア 少年保護事件記録が1項特別保存に付された。                      イ 14歳未満の少年で、当該少年が20歳に達する前に保存期間が満了する。                      ウ 他の少年の調査のために調査記録が必要である。                      エ その他                      【理由の概要】(上記ア～エのいずれの場合も記載してください。)</p>	
備 考	(Blank space for additional remarks)	

2 項 特 別 保 存 要 望 書

令和 年 月 日

岐阜家庭裁判所 御中

住 所

職 業

氏 名

印

電話番号

( - - )

下記記録(事件書類)の2項特別保存を要望します。

対象事件の 表示	<input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 <input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 支部 <input type="checkbox"/> 岐阜家庭裁判所 出張所 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 平成 年( )第 号 <input type="checkbox"/> 【事件に関する情報】
保存の対象	記録の <input type="checkbox"/> 全部 ・ <input type="checkbox"/> 一部 / 事件書類 (名称: ) (一部の場合には以下にその範囲を記載してください。)
特別保存の 理由	<p><b>事件記録又は事件書類</b>          規程9条2項 (該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。)</p> <p>ア 重要な憲法判断が示された。          イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。          ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。          エ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。          オ 全国的に社会の耳目を集めた 又は 当該地方において特殊な意義を有する。          カ 調査研究の重要な参考資料となる。          キ その他          【理由の概要】(上記ア～キのいずれの場合も記載してください。)</p> <p><b>少年調査記録</b>          規程8条2項 (該当するもの(複数選択可)に○をつけてください。)</p> <p>ア 少年保護事件記録が2項特別保存に付された。          イ 少年保護事件の調査上特に参考となる調査を行った。          ウ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。          エ 全国的に社会の耳目を集めた 又は 当該地方において特殊な意義を有する。          オ 少年非行に関する調査研究の重要な参考資料となる。          カ その他          【理由の概要】(上記ア～カのいずれの場合も記載してください。)</p>
備 考	